

## 学校部活動地域移行だより

山元町教育委員会

生涯学習課 TEL 0223-36-8948

教育総務課 TEL 0223-37-5115

令和9年度から休日の部活動の段階的  
地域移行を進めていきます

休日の部活動を学校から地域へ

## 国と宮城県の動き

国は、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、部活動の地域移行に向けた取り組みを進めてきました。さらに今年度、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」として、この期間中にすべての部活動の地域移行(地域展開※)の実現を目指すとしました。

宮城県は、国の動向を踏まえ、令和7年3月にガイドラインを改訂し、令和10年度から、県内のすべての公立中学校で休日に部活動を実施しないことを目標としました。



## 山元町の方針を改訂

本町では、令和5年度から地域移行の取り組みに着手し、令和8年度から休日の部活動の段階的地域移行を進めることを目標として検討を続けてきました。

しかし、国や県の動向、また、本町における取り組みの現状を踏まえ、目標開始時期を令和8年度から令和9年度に見直し、休日の部活動の段階的地域移行を進めることとしました。

	R5～R7 改革推進期間	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国							
県							
町	指導者の確保・配置調整 地域クラブの運営面の検討						

※国では、改革の理念等をより的確に表すため、これまでの「地域移行」という名称を「地域展開」に変更しています。

裏面へ続く

## 山元町における休日の部活動の段階的地域移行の取り組み

### 指導者の確保・配置と運営体制等の整備



令和8年度までの取り組みとして、部活動の顧問の先生と一緒に指導に関わる外部指導者(※1)を確保し、部活動に配置します。

令和9年度以降は、外部指導者の指導状況等を踏まえ、外部指導者から部活動指導員(※2)へ移行し、部活動の顧問に代わり、休日の部活動を単独で指導していただきます。また、兼職兼業教職員(※3)の確保にも努めます。

さらに、これらと並行し、部活動指導員を配置した部活動については、学校から地域に移行した場合における運営体制や経費面等の検討を進めます。

こうした段階的取り組みと条件整備が整った部活動について、休日の部活動を地域へ移行していきます。

年度	活動区分	休日の活動における指導者
～R6	部活動	教職員(顧問)・外部コーチ(ボランティアの指導者)
～R8	部活動	教職員(顧問)・外部指導者
R9～	部活動	教職員(顧問)・部活動指導員・外部指導者
	地域クラブ活動	地域の指導者(※4)・兼職兼業教職員

### 地域の指導者で子どもたちの活動機会を確保

少子化による子どもの数の減少や学校の働き方改革が進む中、教職員が部活動の顧問を務める指導体制を継続していくことが難しくなっています。

このため、地域の方々や関係者の協力を得て、外部指導者や部活動指導員、そして、地域の指導者として指導していただける体制を整備し、子どもたちが継続してスポーツ活動や文化活動に親しむことができる環境づくりを進めています。



**※1外部指導者** 町が委嘱し、部活動の顧問と一緒に指導に関わってもらう指導者。部活動の顧問となることは不可。単独での学校外活動の引率は認められない。

**※2部活動指導員** 町が任用する職員で、部活動の顧問となることが可能。単独での大会や練習試合の引率が認められる。

**※3兼職兼業教職員** 希望する教職員の方で、町教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域移行後の地域クラブ活動に従事することができる。

**※4地域の指導者** 地域移行後の地域クラブを指導する指導者。部活動指導員から移行可。